

令和7年度第1回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和7年5月26日（月） 午後3時30分から 301会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、小泉委員
事務局 横倉総務契約課長、山田契約係長、田邊主任、佐藤主事

3 副会長選任

多摩市公契約条例施行規則第8条第2項に基づき、会長指名により、副会長に脇田委員を指名した。

4 議題

（1）審議事項

①多摩市公契約審議会への諮問（令和8年度労務報酬下限額等）について

*事務局が資料1にて内容説明。

○意見等

会長 答申の期限が令和7年9月下旬までとなっているのは、予算編成の関係上ということによろしいか？

事務局 そのとおりであり、令和8年度予算を編成するにあたり、9月下旬までに答申をいただきたい。

○審議結果

・資料1の諮問を受けて令和7年度もスケジュールに沿って検討を行っていく。

②公契約条例施行後の実施状況の検証について（アンケート集計結果）

*事務局が資料2にて内容説明。

○意見等

委員 アンケートの回収率が前年に比べ低いのは理解した。送付事業者の内訳がわかるか。アンケートの回答について工事が少ないように感じた。

事務局 送付事業者の内訳は、工事が8件、委託45件、指定管理は5件となっている。なお、回答件数内訳は、工事が8件、委託38件、指定管理は4件となっている。

委員 回答数が多い方が、状況についてわかりやすいため、回答をもらえるように努めてほしい。

○審議結果

・来年度以降のアンケート実施について、今回出た意見を踏まえて検討していく。

③令和6年度多摩市公契約審議会からの答申における課題点・改善点について

*事務局が資料3にて内容説明。

○意見等

会長 事務局から説明のあったとおり、(資料3の課題追加について)賃金以外の部分について審議会で検討していくよう課題の追加をしてよいか。

委員 了承。

事務局 検討課題に追加することとする。

会長 課題3にある60歳以上を公契約条例の適用除外とすることはやめることは前回の審議会で方向性が示されている。ただ、いつから外すのかは影響を考慮し慎重に考えるべきとしていた。そのため、今回のアンケートに項目建てしている。今回のアンケート結果をふまえ、今後の方向性を明確にしたほうがよいと考える。

事務局 適用開始時期の検討をするにあたり、スケジュールについて説明をすると、12月議会で条例改正がなされた場合、令和8年1月にチラシやHPで周知開始する。令和8年2月より令和8年度契約の準備が開始されるため、その際にも合わせて周知を行っていく。前回の審議会でも周知について相当な猶予期間を設けたほうがよいというご意見もあり、周知にもう少し時間をかけたほうがよろしいということであれば、もう1年ないし2年後ろ倒しにしていくこととなる。

会長 最初に条例を制定したときに予算が必要といわれていた。60歳以上を公契約条例に適用する場合、予算を増額する必要があるのか。予算を増額する必要がある場合、令和8年4月施行とすると、このスケジュールであると厳しいと思うがいかがか。

事務局 労務報酬下限額については、公契約審議会の答申を経た上で予算に反映できるよう庁内周知がされているため、予算については問題ないと考えている。60歳以上を適用にした場合の影響は現状精査をしていないため不明である。今後財政課と協議していきたい。

会 長 今回パブリックコメントは行うのか。

事務局 公契約条例については、パブリックコメントとして市民に意見を聞くのか、建設協力会や商工会議所等に意見を聞く方がいいのか検討をしたい。何らかの意見聴取は必要だと考えている。

委 員 運用開始については、1年程度周知してからがよいと考える。60歳以上を公契約条例に適用することは必要であるが、意見聴取については、案件を受注している業者だけでいいのか。案件を受注していない事業者や市民の意見を聞くことが望ましいのではと考える。

委 員 開始時期について、公契約対象案件受注者は公契約条例を理解しているため対応可能であると考え。ただ、初めての業者は対応ができず、4月の実施は難しいと考えるかもしれない。適用しなければ困るということはないだろうから、余裕をもって翌年度以降に実施でもよいのではないかと。

会 長 いつから実施するかというアンケート結果では、来年の4月から実施してよいとの意見が多い。そのため、いつから実施するという点については、可能な限り早く進めていくということによりよいと考える。

委 員 アンケートの結果から、事業者側の民意は令和8年4月開始でとれていると考える。

会 長 開始時期については行政内部の調整や議会のスケジュールも重要であると思っている。審議会で決定するというよりは、市のスケジュールに沿って、令和8年4月か、令和9年4月の開始について事務局で案を示し、次回の審議会で共有してほしい。

事務局 次回の審議会で案をお示ししたい。

委 員 前回の審議会で、事業者に対して60歳以上を公契約条例対象とすることをチラシで周知すると話していたがどうなったか？

事務局 今年度の対象事業該当の事業者には、60歳以上を公契約条例対象とすることを検討している旨記載したチラシを配布している。なお、適用開始時期は記載していない。

委 員 公契約を受注している業者も受注していない業者にも周知できるようにしてほしい。

会 長 資料3の追加について、賃金面だけでなく労働面条件にかかる部分を公契約条例に盛り込むということで、前回、週休二日制を導入できないかと意見をしたが、すでに市で予算上は建設土木の週休2日制を導入していることや、週休2日制を守らなかった場合の対応が難しいため、公契約条例に盛り込むのは難しいと考えている。

裁判員裁判、検察審査会の出席時の賃金保証については、達成するのは技術的に難しくないだろうと考える。多くの会社ですでに賃金の補填がされていることや、市の発注する仕事を通して、どのような社会をつくっていくのかを発信するという点でいいメッセージになると考える。

委 員 建設協力会では社会への貢献として奨励していこうと話されている。公契約条例で決定がされれば、認めていく方向性になるだろうと考える。会社のイメージアップにつながると思うので異論はない。

会 長 市民にだいぶ公契約条例が定着してきたため、さらなる飛躍の一つとして検討していくのはいかがか。

委 員 異論なし

会 長 公契約対象案件については有給休暇をもって対応する方向で検討していきたい。あとは市で判断をどうするか。今後具体的に話を進めていく。

○審議結果

- ・資料3のとおり、令和6年度の答申に基づき検討が必要な項目について、引き続き議論していく。

④令和8年度の労務報酬下限額等について【資料4～6】

*事務局が資料4・5・6にて内容説明。

○意見等

会長 特になし

○審議結果

次回以降の基礎資料として4・5・6を基に議論していく。

(2) 報告事項

①令和7年度公契約対象案件の状況について

*事務局が資料7にて内容説明。

○意見等

特になし

②令和7年度公契約審議会関係スケジュール

*事務局が資料8にて内容説明。

○意見等

特になし

③その他

○意見等

特になし

5 閉会